

令和 8 年度税制改正要望の概要

令和 7 年 8 月 こども家庭庁

令和 8 年度税制改正要望事項

➤ 小規模保育事業に係る制度改正に伴う税制上の所要の措置〔不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税〕

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）において、全国において 3 ～ 5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする改正が行われたことに伴い、小規模保育事業に適用される税制上の優遇について引き続き適用とする。

➤ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長等〔所得税、個人住民税〕

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、制度拡充後も引き続き、非課税措置及び差押禁止の措置を講じる。

➤ 介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 ※厚生労働省と共同要望

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、国民健康保険税、地方消費税、徴収規定等〕

介護保険制度等について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

➤ 既存住宅のリフォームに係る特例措置の延長〔所得税〕※国土交通省と共同要望

三世代同居、子育て対応改修工事等が行われた住宅について、所得税を軽減する特例措置の適用期限の延長（2 年間）を行う。

➤ NISA対象商品の拡充を含む制度の充実〔所得税、個人住民税〕※金融庁と共同要望

こども支援の一環としての、つみたて投資枠における対象年齢等の見直しを行う等、あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、NISAの一層の充実のための措置を講ずる。

※その他、「第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始」について、内閣官房国土強靱化推進室のほか、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省と共同要望

小規模保育事業に係る制度改革に伴う税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税)

1 現状

- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号）において、全国において、3～5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする改正を行った。
(※) 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、原則 0～2 歳のこどもを対象に保育を行う事業。
(※) 平成29年からは、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を 0～5 歳の間で柔軟に定めることが可能となされているところ、規制改革実行計画（令和 5 年 6 月16日閣議決定）において、3～5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。
- ・ 小規模保育事業については、従前より事業の用に供する施設について、各種の非課税措置が講じられている。
- ・ 国税（所得税、相続税、登録免許税等）と一部の地方税（個人住民税、法人住民税等）については、令和 7 年度税制改正等において非課税措置を講じた。

2 要望等

- ・ 小規模保育事業に係る制度改革に伴い、税制上の措置を講じる。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る 非課税措置の延長等

(所得税、個人住民税)

現状・要望内容

【ひとり親家庭住宅支援資金貸付金】

<現状>

母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、令和3年度から令和7年度までの予算における補助金を財源とした住居費貸付に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。

（※） 本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。

<要望内容>

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業】

<現状>

児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となること、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、平成27年度から令和6年度までの一般会計補正予算等を財源とした家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。

<要望内容>

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

【その他】

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、制度拡充後も引き続き、非課税措置及び差押禁止の措置を講じる。

介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙税、登録免許税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、徴収規定等)
(厚生労働省と共同要望)

1 現状

- 2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等が増加し、地域のサービス需要が変化する中、令和9年度から始まる次期（第10期）介護保険事業計画期間に向けては、
 - ・ 地域包括ケアシステムを深化し、利用者等が自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を確保するとともに、
 - ・ 介護人材が安心して働き続けることができる環境を整備し、介護人材や利用者等が地域で活躍できる地域共生社会を構築することが必要。
- そのため、社会保障審議会介護保険部会等において、介護保険制度等の見直しについて検討を順次行っているところ。
- 検討結果に基づき、法改正を含む介護保険制度等の見直しを行う場合、それに伴い、所要の税制改正を行う必要がある。

2 要望等

介護保険制度等について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

1 現状

既存住宅の三世帯同居対応改修や子育て対応改修を含む増改築等を行った場合、以下の額（①＋②）を工事年分の所得税額から控除。

- ① 標準的な工事費用相当額の合計（限度額250万円）の10%
 - ② ①の標準的な工事費用相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分の5%
- ※最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計1,000万円が限度

【三世帯同居対応リフォーム】

(対象工事)

- ① 調理室を増設する工事 ② 浴室を増設する工事
- ③ 便所を増設する工事 ④ 玄関を増設する工事



キッチンの増設



トイレ・浴室の増設



玄関の増設

【子育て対応リフォーム】

(適用要件)

19歳未満の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の者

(対象工事)

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事 ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事 ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・界床の防音性を高める工事 ⑥ 間取り変更工事



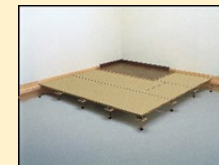
転落防止の手すりの設置



対面キッチンへの交換



可動式間仕切り壁の設置



防音性の高い床への交換

2 要望等

現行の特例措置を2年延長し、適用期限を令和9年12月31日までとする。

◆ NISA対象商品の拡充を含む制度の充実

【現状及び問題点】

- NISAの抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたってNISAの利用が広がっている。
- NISAの普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するためには、対象商品の拡充を含め、NISAの一層の充実を図る必要。

【要望事項】

あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、**対象商品の拡充を含め、NISAの一層の充実のための措置を講ずること。**

NISAの概要

	成長投資枠	つみたて投資枠
対象年齢	18歳以上	18歳以上
非課税保有期間	無期限	無期限
対象商品	上場株式・ETF・REIT・株式投資信託等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託等
年間投資枠	240万円	120万円
非課税保有限度額	1,800万円 うち成長投資枠は1,200万円まで	

要望項目概要

- ① こども支援の一環としての、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し
若い層 [こども家庭庁が共同要望]
- ② 様々な資産運用ニーズに応えるための、対象商品の拡充等
若い層 現役層 高齢層
- ③ 投資商品の入替をしやすくするための、非課税保有限度額の当年中の復活
現役層 高齢層